がん先進医療特約
目次

第１条　がんの定義及び診断確定

第２条　特約の締結

第３条　責任開始期

第４条　特約の保険期間及び保険料払込期間

第５条　給付金の支払

第６条　がん先進医療給付金の支払限度

第７条　がん先進医療給付金の責任開始期前のがん診断確定による無効

第８条　特約保険料の払込みの免除

第９条　告知義務及び告知義務違反による解除

第10条　特約を解除できない場合

第11条　重大事由による解除

第12条　特約保険料の払込み

第13条　支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い

第14条　特約の失効及び消滅

第15条　特約の復活

第16条　契約者配当金

第17条　特約の解約

第18条　解約返戻金

第19条　給付金の請求及び支払の時期･場所

第20条　請求書類

第21条　主契約に指定代理請求人が指定された場合の特則

第22条　公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第23条　特約の更新

第24条　管轄裁判所

第25条　がん保険（定期型）に付加されていた場合の取扱い

第26条　主約款の規定の準用

別表1：先進医療

別表2：療養

別表3：公的医療保険制度

がん先進医療特約

（2024年4月1日）

（この特約の主な内容）

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。詳細は第5条及び第8条をご覧ください。

がん先進医療給付金	被保険者が、がん先進医療給付金の責任開始期以後に診断確定された所定のがんの治療を直接の目的として、所定の先進医療による所定の療養を受けたとき、技術料の実費と同額をお支払いします。
保険料の払込みの免除	主約款に定める保険料の払込みの免除事由に該当したときは、その後の保険料の払込みを免除します。

（がんの定義及び診断確定）

第１条　この特約のがんの定義及び診断確定については、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のがんの定義及び診断確定の規定を準用します。

（特約の締結）

第２条　この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。

（責任開始期）

第３条　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

２　前項の規定にかかわらず、がん先進医療給付金の責任開始期は、主約款に定めるがん給付の責任開始期と同一とします。

（特約の保険期間及び保険料払込期間）

第４条　この特約の保険期間は、定期とします。

２　この特約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。

（給付金の支払）

第５条　この特約において、支払う給付金の種類、給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額及び受取人は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
がん先進医療給付金	被保険者が、がん先進医療給付金の責任開始期以後の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する療養を受けたとき ①　別表1に定める先進医療による別表2に定める療養（以下「先進医療による療養」といいます。） ②　がん先進医療給付金の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする療養 ③　別表3に定める法律にもとづく評価療養として当該療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養	被保険者が受療した先進医療の技術にかかわる費用と同額。 ただし、第6条（がん先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度額の範囲内とします。	被保険者

２　がん先進医療給付金の受取人を被保険者以外に変更することはできません。

（がん先進医療給付金の支払限度）

第６条　この特約によるがん先進医療給付金の支払限度額は、保険期間（更新契約の保険期間を含みます。）を通じて500万円とします。

（がん先進医療給付金の責任開始期前のがん診断確定による無効）

第７条　被保険者が、告知前または告知時からがん先進医療給付金の責任開始期までにがんと診断確定されていた場合には、保険契約者及び被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。

２　前項の場合、主約款のがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効の規定を準用します。

（特約保険料の払込みの免除）

第８条　主約款の保険料の払込みの免除の規定により、主契約の保険料の払込みが免除された場合、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

２　前項の場合、この特約の保険料の払込みの免除については、主約款の保険料の払込みの免除の規定を準用します。

（告知義務及び告知義務違反による解除）

第９条　この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

（特約を解除できない場合）
第10条　この特約を解除できない場合の取扱いについては、主約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。
（重大事由による解除）
第11条　この特約の重大事由による解除の取扱いについては、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。
（特約保険料の払込み）
第12条　この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
2　主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い）
第13条　この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、給付金の支払事由が生じたときは、会社は未払込保険料を給付金から差し引きます。
2　猶予期間中に、給付金の支払事由が発生したときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
3　前2項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。
（特約の失効及び消滅）
第14条　主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
2　主契約が消滅したときは、この特約も消滅します。
3　前2項の場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。
4　この特約のがん先進医療給付金の支払額が通算して第6条（がん先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度額に達したときは、被保険者が支払限度額に達することとなった先進医療による療養を受けたときにさかのぼってこの特約は消滅します。この場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。
（特約の復活）
第15条　主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2　この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。
（契約者配当金）
第16条　この特約については、契約者配当金はありません。
（特約の解約）
第17条　保険契約者は、第20条（請求書類）に従って、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、この特約の未経過期間返還金があるときは、これを保険契約者に支払います。
2　この特約が解約されたときは、電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合は郵送等の方法を用いる場合があります。
（解約返戻金）
第18条　この特約については、解約返戻金はありません。
（給付金の請求及び支払の時期・場所）
第19条　この特約の給付金の請求及び支払の時期・場所の取扱いについては、主約款の給付金の請求及び支払の時期・場所の規定を準用します。
（請求書類）
第20条　この特約にもとづく支払及び変更等については、つぎの表に定める書類を郵送等により提出してください。

	項目	提出書類
1	がん先進医療給付金の支払	(1)　会社所定の請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　先進医療に要した費用の支出を証明する書類 (4)　被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5)　給付金の受取人の印鑑証明書及び戸籍抄本
2	解約	(1)　会社所定の請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書

上記の表中2に記す請求については、原則として電磁的方法により行ってください。この場合、会社が定める本人認証手続が異常なく完了したことをもって保険契約者の印鑑証明書が提出されたものとみなします。ただし、電磁的方法が不可能な場合は、会社所定の請求書の提出により、請求することができます。
2　会社は、前項の提出書類の一部の省略を認め、または、前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

（主契約に指定代理請求人が指定された場合の特則）

第21条　主契約に指定代理請求人が指定された場合、同一の人がこの特約における指定代理請求人として指定されたものとして、主約款の規定を準用します。

（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

第22条　法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。

2　前項の規定により、この特約の支払事由を変更するときは、会社は、この特約の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

（特約の更新）

第23条　この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を会社に通知しない限り、この特約は、保険期間満了日の翌日（以下、更新日といいます。本条において同じとします。）に自動的に更新され継続するものとします。

2　前項の規定にかかわらず、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるときには、更新できません。

3　更新後の特約の保険期間は、更新前の特約の保険期間と同じとします。ただし、更新時における被保険者の年齢または主契約の保険期間により、この特約の保険期間を変更して更新されることがあります。

4　更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。

5　保険契約者は、更新後の特約の第1回保険料を、更新日の属する月の末日までに、会社に払い込んでください。この場合、第12条（特約保険料の払込み）及び第13条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱い）の規定を準用します。

6　猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、特約は更新されず、更新前の特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

7　本条の規定によってこの特約が更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）　第3条（責任開始期）、第5条（給付金の支払）、第6条（がん先進医療給付金の支払限度）、第7条（がん先進医療給付金の責任開始期前のがん診断確定による無効）、第8条（特約保険料の払込みの免除）、第9条（告知義務及び告知義務違反による解除）及び第10条（特約を解除できない場合）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

（2）　更新後の特約には、更新時の特約条項及び保険料率を適用します。

8　第1項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、本条の規定による更新の取扱いに準じて、会社の定める他の特約に更新されることがあります。

9　主約款の詐欺による取消し及び不法取得目的による無効の規定は、本条の場合に準用します。

10　この特約を更新した場合には、電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合は郵送等の方法を用いる場合があります。なお、この特約を更新した場合、保険証券は発行しません。

（管轄裁判所）

第24条　この特約における給付金及び保険料の払込みの免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（がん保険（定期型）に付加されていた場合の取扱い）

第25条　この特約が、がん保険（定期型）に付加され、主契約ががん保険（終身型）に移行された場合は、この特約は主契約の移行時より更新されたものとして第4条（特約の保険期間及び保険料払込期間）及び第23条（特約の更新）の規定を適用します。

（主約款の規定の準用）

第26条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1：先進医療

この特約のがん先進医療給付金の支払対象となる「先進医療」とは、別表3の法律にもとづく評価療養のうち、「高度の医療技術を用いた療養」として厚生労働大臣が定めた先進医療による療養をいいます。ただし、療養を受けた日現在、別表3の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表2：療養

「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表3：公的医療保険制度

つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律